

平成26(2014)年3月12日

各位

都議会民主党

政調会長 尾崎大



予算要望に対する回答について

拝啓

日頃、都議会民主党の活動に対して、ご理解・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年9月、皆様の貴重なお時間をいただき、平成26年度東京都予算に対する要望をお伺いしました。

予算編成時期に知事不在という異例の事態が生じるなか、私たち都議会民主党の要請もあり、東京都は、1月17日に予算（暫定案）を発表。現在、舛添新知事の77億円の同時補正などを含めた平成26年度予算案が、都議会で審議されているところです。

26年度予算（暫定案）における皆様から頂いたご要望に対する東京都の回答は、別紙の通りです。

また、舛添新知事の77億円の追加事業の一覧も併せて送ります。

不十分な点があるとは思いますが、引き続き、皆様のご要望を都政に反映すべく、全力で取り組んでいく決意です。

今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

■団体名 一般社団法人 東京ビルディング協会

1 国際戦略総合特区における民間事業者に対する支援措置の充実について

(1) 東京都は、わが国のさらなる経済成長を図るため、国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」の指定を受け、外国企業の誘致を目指して減税措置制度などを整備しているが、総合特区の目指す目標の実現に向けて民間事業者へのさらなる支援措置の拡充を図ること。

また、特区に拠点を置く外国企業の海外転出防止のため、新規設立法人ばかりでなく、既に拠点を置く企業に対しても支援措置を請じること。

<回 答>

アジアヘッドクォーター特区が目標とする外国企業誘致のためのインセンティブとして、都独自に法人事業税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税の減免を実施しています。

外国企業を新たに特区へ誘致し、新規需要や高付加価値を創出することにより、我が国の成長を牽引することを目指していることから、新規に設立された法人を優遇措置の対象と考えています。

<所管部課名>

知事本局総合特区推進部総合特区推進課

(2) ビル事業者が実施する下記のような外国企業誘致事業に対する支援措置を図ること。特に、医療、教育など収益性の低い施設整備について特段の支援措置を図ること。

①外国企業の事業立上げ支援、ビジネスマッチングなど外国企業の活動支援機能の整備、MICE(ビジネストラベルの1形態としてのセミナー、会議、展示会等)機能の整備、耐震性確保、白立分散型発電設備の設置などによるビジネス環境整備。

②外国企業の労働者と家族のための、医療、教育(インターナショナルスクール等)、日用品購入などの生活環境整備

(3) アジアの都市間競争を勝ち抜くためには外国からの観光客の獲得も重要なファクターであり、観光客の獲得や地域の活性化に繋がる機能をもつ施設を整備するビル事業者に対し、規制緩和や補助などの支援を図られたい。

<回 答>

アジアヘッドクォーター特区では、事業者が、誘致・ビジネス交流事業、ビジネス支援事業、生活環境整備事業、BCPを確保したビジネス環境整備事業を実施するに当たって金融機関から必要な資金を借り入れる場合、総合特区支援利子補給金を支給する制

度を設けています。

<所管部課名>

知事本局総合特区推進部総合特区推進課

2 民間事業者のBCP(事業継続計画)・DCP(地区業務継続計画)強化に資する支援及び帰宅困難者対策の推進に資する支援措置の充実について(都市整備局、環境局、総務局)

首都東京の安全を確保し、首都直下地震等に際して都市機能を維持・継続させることは喫緊の課題である。

このため、民間事業者によるBCP(事業継続計画)、DCP(地区業務継続計画)強化に資する下記の施設につき、既存物件の再整備も含め、容積率の緩和や税制、補助制度による支援措置の拡充を図るとともに既存の補助の増額及び期間の延長を図られたい。

①白立分散型エネルギー施設

DHC(地域冷暖房施設)、CGS(創電施設)等

②災害時インフラ施設

防災井戸、汚水貯留槽等

③地域防災関連施設

地域防災センター等

④ハイレベル耐震施設

免震構造、制震構造等

また、首都直下地震において想定される約520万人の帰宅困難者に対して、官民の連携による支援が不可欠であるとして東京都帰宅困難者対策条例が本年4月に施行された。

これをふまえ、帰宅困難者対策を確実に推進するため、通信基盤の整備や迅速かつ的確な情報提供のための体制を確立するとともに、民間事業者に対する帰宅困難者受入れ施設の安全確保対策や備蓄品確保等に対する負担軽減措置を図ること。

<回 答>

都は、災害時に都民生活を守り、都市機能を維持するとともに、低炭素なまちづくりを実現するため、分散型エネルギーの普及を推進しています。そこで、平成25年度より、オフィスビル等におけるコージェネレーションシステムに対する補助事業を複数年にわたって行っていきます。

<所管部課名>

環境局都市エネルギー分散型エネルギー推進課

<回 答>

東京都では、都市再生特別地区などを活用し、民間事業者に対して一時滞在施設の確保や防災備蓄倉庫の整備などを誘導し、都市の防災機能の強化を図っています。

さらに、本年4月、都市開発諸制度活用方針等を改定し、都市開発諸制度を適用する建築物に対して、防災備蓄倉庫と自家発電設備の整備を義務付けると共に、一時滞在施設を整備した場合は容積率を緩和する新たな仕組を構築しました。

今後とも、都市開発諸制度や都市再生特別地区の制度を活用し、防災機能を備えた優良な都市開発プロジェクトの更なる誘導を図っていきます。

<所管部課名>

都市整備局都市づくり政策部広域調整課、開発企画課

<回答> (下線部分について)

帰宅困難者対策における的確な情報提供を確立するため、都立一時滞在施設には、j-anpiを利用した安否確認、MCA無線機の配備、Wi-fiの整備を行っていきます。帰宅困難者を受け入れる施設の安全確保対策については、国、首都圏自治体、経済団体等からなる首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（ワーキンググループを含む）の取り組みの中で、検討を行っています。

また、平成25年度に、行き場のない帰宅困難者を受け入れる民間事業者を対象に帰宅困難者用の備蓄購入経費を国で1/3、都で1/2補助する支援策等を実施しています。都は、今後とも、行き場のない帰宅困難者を受け入れる民間事業者の取組を支援していきます。

<所管部課名>

総務局総合防災部防災管理課

<回答> 都市整備局から依頼（波線部について主税局回答）

固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づいて、所有者にその資産価値に応じて課税するものです。

税制上の優遇措置については、課税の公平性という基本原則の例外となるものであることから、政策目的や効果、税収に与える影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。

なお、都の補助対象となる帰宅困難者用備蓄品を保管する備蓄倉庫に対して、固定資産税・都市計画税及び事業所税の減免を実施しているところです。

<所管部課名>

主税局税制部税制課

3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進について

本年5月には改正耐震改修促進法が成立したところであり、首都直下地震等に際して道路閉塞を防止し、首都機能を確保することは都における喫緊の課題であり、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が急務となっている。

とりわけ中小規模のビルは事業収益性が低く、耐震改修のための資金余力が乏しいことから、これらの耐震改修を迅速に推進するためには、収益と関係なく課税されている固定資産税(家屋分)を減額して改修投資のインセンティブとすることが有効である。

当協会では、こうした観点から、国に対して耐震改修を行った事業用建物に関する固定資産税の3年間5割減額の制度創設を要望しているところであり、都においても実現に向けて支援すること。

<回 答>

都において建築物の耐震化は喫緊の課題であり、特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は、路線全体で一体的に進めていく必要があることから、緊急輸送道路沿道の事業用建築物を耐震改修した場合、当該建築物に係る固定資産税の減額などの税制上の優遇措置を講じるよう、所管局から国へ提案要求を行っているところです。

なお、平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日閣議決定）において、改正耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された一定の家屋（非住宅）のうち、政府の補助を受けて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、耐震基準に適合させるよう耐震改修工事を行ったものに係る固定資産税について、2年度分税額の2分の1（上限額は1年度分あたり改修費用の2.5%まで）を減額する措置が創設することとされております。

<所管部課名>

主税局税制部税制課

4 附置義務駐車場制度の抜本的見直しについて

都は駐車場条例に基づいて附置義務駐車場台数を定めているが、都心の複合用途物件を中心に附置義務駐車場台数が過大となっており、施設に無駄な空間を生じさせるとともに運営を悪化させている。

今後、都市交通網の整備や高齢化により自動車需要が低下し、附置義務馬主車場台数はさらに過大となっていくものと想定される。

こうしたことから、建築物の実際の駐車場需要に基づいた弾力的な制度連用ならびに抜本的な制度見直しを図ること。

<回 答>

近年、公共交通が充実した駅周辺の地域などにおいて、駐車場の利用率が低い事例があったことから、利用状況を調査したところ、区部の共同住宅及び大規模事務所で、附置義務駐車場の最大利用台数の平均が附置義務台数を下回る傾向が見られました。

また、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、地域の実情に対応し、駐車場の附置義務に関する特例措置を設けることが可能となりました。

以上のことから、利用状況調査の結果などを踏まえ、平成25年末に東京都駐車場条例を改正し、平成26年4月1日に施行する予定です。

（駐車場設置基準の見直しの概要）

- ・区部の共同住宅及び大規模事務所について、附置義務台数の算定基準を緩和します。
- ・既存建築物について、利用実態に応じて駐車台数の低減などを可能とします。

- ・地域の実情に応じて、駐車場の集約化などのルールづくりを行うことができる範囲を、区部及び多摩地域の全ての区市に拡大し、都条例の適用除外等について規定を設けます。

<所管部課名>

都市整備局市街地建築部建築企画課

5 東京都環境確保条例における温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の抜本的見直しについて

- (1) 温室効果ガスの削減は、国際的な合意のもと、国が国家戦略として法令に基づき展開すべき施策であり、わが国では、国会が批准した国際的な合意である京都議定書を根拠として、温室効果ガスの削減に関する法的枠組みが構成されているものの、同議定書の第一約束期間(2008～2012年)経過後の国際的枠組みはいまだ定まっていない。

こうした状況の下で、都が条例により2013年以降の削減義務及び削減義務率を定めたことは、法的根拠を欠くものであったと考える。

- (2) 本制度は、ビルのテナント専用部におけるテナントの事業活動によって発生するCO₂の増加責任をビルオーナーに負担させる仕組みであり、原因者負担の原則に反する不合理なものであることから、原因者責任の原則をふまえた抜本的な見直しを図ること。

- (3) なお、当協会会員企業では自主的な取り組みを促す改正前の条例においても10%を超える削減を実施しており、改正環境確保条例による強制的な総量削減義務制度はそもそも必要のないものであったと考える。

<回 答>

○温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度

近年、温暖化の影響が指摘される異常気象は増えており、地球環境の異変は深刻さを増してきています。今後、温室効果ガスの大幅な削減が必要となる中で、東京の活力を維持しさらなる成長を可能とするためには、都市としてのエネルギー効率を高めることが不可欠です。

また、エネルギー消費に由来する温室効果ガスの約7割は、都市から排出されているとも言われています。エネルギーの大消費地としての責務として、都は総量削減義務と排出量取引制度(以下、「本制度」)をはじめとした様々な温暖化対策に率先的に取り組んでいます。

我が国法令である「地球温暖化対策推進法」において、地方公共団体の責務として、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することが求められています。

また、同法では、地方公共団体は、温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定するものとされ、

実行計画の中では、区域の事業者が温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進に関する事項を定めるとしてあります。東京都においては、この実行計画にあたる「環境基本計画」を平成20年3月に策定し、目標を定めるとともに、本制度の導入を計画したところでは、

本制度は、導入前にステークホルダー会議で関係団体の皆様のご意見を伺い、さらにパブリックコメントを経て、環境確保条例の改正を行い、平成22年度から実施しています。

「都と一緒に実施してきたこれまでの温暖化対策（省エネ）が、震災後の節電対策の検討に大きく役立った」という事業者からの声も複数寄せられており、本制度は、大規模事業所の温室効果ガスの削減はもとより、節電にも多大な効果があり、都が目指すスマートエネルギー都市を実現するために大変重要な制度であります。

○テナント専用部におけるビルオーナーの責任

テナントビルの温室効果ガスの削減には、オーナー、テナント両者の協力が不可欠です。このため、都ではテナント事業者にも温室効果ガス削減に向け義務を課しています。具体的には、すべてのテナント事業者にも所有者の削減対策に協力する義務を、一定規模を超える特定のテナント事業者には、テナント事業者独自の対策の計画書を作成・提出し、計画的に対策を推進する義務をそれぞれ課しています。

オーナー、テナントにおいてそれぞれ課されている義務は異なりますが、オーナーとテナントが一体となって削減義務の履行に向けて取り組むことを求めています。

これによって、テナント自らも削減対策に取り組むようになり、またオーナーとテナントが協力して取り組む体制が整ってきていたこともあり、平成23年は電力使用制限令の施行前の早い段階から対応できる体制を構築し、対象事業所の多くが円滑に無理なく賢い節電に対応できたところでは、

本制度の対象者に23年度に実施した節電アンケートでも「オーナーに対して対策の提案をした」というテナントが8割にのぼっており、無理のない節電が定着した24年度でも5割にのぼっています。これらの取組のほとんどは、電力使用制限令の発令されていない平成24年も23年に引続き実施しているものです。また、「本制度によりテナント協議会が設置されることになり、そのため他のテナント事業者の取組状況も共有され、対策が講じやすくなった。」という事業者の声もいただいています。

都は、これまでも計画書に基づくテナント事業者の指導やテナント対策セミナー等を通じ、継続してテナント事業者の削減対策を促しており、今後ともビルオーナーへの支援を積極的に実施していきます。

○総量削減義務制度の必要性について

人類にとって危険な気候変動を回避するためには、早急に世界の温室効果ガス排出量を減少傾向に転換する必要があります。大量にエネルギーを消費する都市の責務として、東京は積極的に気候変動対策に取り組んでいかなければなりません。

このため、従来の取組による削減の水準を越えて、温室効果ガスを削減していかなければなりません。自主的な取組には、自ずと限界があります。また、自主的な取組だ

けでは、積極的に取り組む事業者と削減対策があっても実施しない事業者が現われ、各事業者がその責務を果たす上で、必ずしも公平な仕組とはいえません。これらは改正前の条例で都が実施していた「地球温暖化対策計画書制度」の経験からも明らかです。

このため、一定の削減義務に基づき、事業者が削減対策に取り組む仕組が必要です。また、この制度では自主的取組を否定するものではなく、削減義務を通じて事業者の自主的な取組による積極的な対策を促すため、どの削減方法を選択するかは事業者の判断にゆだねられており、削減対策以外に他者の削減量の買取により義務履行をする方法も事業者の判断に任されています。さらに、これまで積極的に取り組んできた事業者等に対する配慮も行っています。

都の総量削減義務制度と事業者の温室効果ガス削減に対する取組は、海外からも高く評価されています。環境負荷の少ないクリーンな都市・スマートエネルギー都市として東京が世界から評価され、人や企業に選ばれるために重要な制度だと考えます。

<所管部課名>

環境局都市地球環境部総量削減課